



2025年4月21日

お申込者各位

【重要】イースター島「入島手続き（FUI）」事前登録のお願い

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、弊社企画・実施イースター島のご旅行にお申込みいただき誠にありがとうございます。

イースター島ではすべての外国籍旅行者に対して、事前にスマートフォンまたはパソコンを使用した「入島手続き（FUI）」登録ウェブサイトにて、オンライン上での登録を義務付けております。

ご出発前にお客様ご自身で登録いただきますようお願い申し上げます。

登録に際し、代金の支払い、クレジットカード登録は必要ありません。

なお、登録はイースター島入島の20日前から可能となりますが、

登録される際は利用予定便・宿泊予定ホテル名が必要ですので、

ご出発7日前頃に最終旅行日程表をご確認の上、ご登録ください。



イースター島「入島手続き」ご登録ウェブサイトはこちら

ご登録は、右記QRコードまたは下記リンクよりご入力ください。

<https://ingresorapanui.interior.gob.cl>（英語またはスペイン語）

● イースター島「入島手続き」の登録方法（2025年4月21日現在）

左記QRコードまたは下記URLにて確認ください

<https://moaijaponie-yasu.com/fotos/190930.html>

※利用予定便・宿泊予定ホテルにつきましては、
最終旅行日程表にてご確認ください。

登録完了メールが登録したメールアドレスに送られてきますので、登録完了メール（登録内容が記載されてるもの）、を印刷またはスクリーンショットを取って準備ください。

※登録の不備により旅行にご参加いただけなかった場合はお客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となりますので、必ず登録をお済ましてください。

なお、当社ではイースター島「入島手続き」登録の代行・作成を有料にて承っております。

登録代行をご希望される方は、別添「海外旅行参加申込書（兼）海外旅行保険契約加入依頼書」の出入国に関する書類作成の欄にて「阪急交通社に依頼する」をお選びください。

(1) 登録・作成代行手数料

「出入国書類（EDカード）作成手数料」・・・お一人様につき4,400円（消費税込）

(2) 登録・作成代行手数料の請求について

○ご出発3週間前頃にお届けする残金請求時に請求させていただきます。

(注) お客様からご返送いただきました海外旅行参加申込書の当社到着と、当社より残金請求書のお届けが入れ違いになった場合等、何らかの理由により残金請求書に「出入国（EDカード）作成手数料」の請求がされていない場合も発生いたします。必ず残金請求書の明細内訳の欄で「出入国（EDカード）作成手数料」の請求が記載されているか、ご確認ください。記載がなされていない場合は、残金請求書の金額に出入国書類（EDカード）作成手数料分を加算して、お支払いください。

* 残金請求時以降に登録代行をお申し込みの方は、ご出発の2週間に登録代行の締切とさせていただきますので、お電話いただきますようお願いいたします。

* 「入島手続き」登録を当社へ代行依頼された方でも税関申告書はご自身での記載が現地にて必要です。

敬具

株式会社 阪急交通社